

○名寄市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

令和2年1月14日訓令第2号

名寄市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領

(趣旨)

第1条 名寄市が発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約に係る指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）の指名停止の事務処理については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、この訓令に定めるところによるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、資格者が別表第1又は別表第2の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる停止要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、指名競争入札の参加者の指名を行うに際し、当該指名停止に係る資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 資格者が一つの事案により別表各項の停止要件の複数に該当したときは、当該停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表各項の停止要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各項の停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第1及び別表第2第9項から第17項までの停止要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第1及び別表第2第9項から第17項までの停止要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、第2条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 市長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更を行うときは、前3項の規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第5項の規定により指名停止の期間の変更をした資格者の変更後の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止の期間の変更を行うものとする。

5 市長は、指名停止の期間中の資格者に対し、第3条第6項の規定による指名停止の解除を行うときは、第1項から第3項までの規定により指名停止を行った下請負人、共同企業体の構成員又は共同企業体に対し、第3条第6項の規定により指名停止の解除を行った資格者と併せて指名停止の解除を行うものとする。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、第2条第1項若しくは第4条第1項から第3項の規定により指名停止を行い、第3条第5項若しくは第4条第4項の規定により指名停止の期間を変更し、

又は第3条第6項若しくは第4条第5項の規定により指名停止を解除したときは、競争入札参加指名停止通知書（別記様式第1号）、競争入札参加指名停止期間変更通知書（別記様式第2号）又は競争入札参加指名停止解除通知書（別記様式第3号）により当該資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が名寄市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（契約の相手方の制限）

第6条 市長は、資格者が別表第1及び別表第2の第9項から第17項までの停止要件に該当するものとして、契約書を作成する契約の締結前に指名停止を受けた場合は、指名停止の期間中の当該資格者を当該契約の相手方としてはならない。

また、当該資格者が議会の議決に付すべき契約における落札者である場合、本契約の締結前においては、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除し、本契約を締結しないこととする。

2 前項の取扱は、同項に掲げる停止要件以外の停止要件に該当する場合であって、その事案の重大性や悪質性から社会的影響が著しく大きいものに該当すると市長が認めるときも同様とする。

3 市長は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第7条 市長は、指名停止の期間中の資格者が名寄市の発注する契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口答で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（指名停止の公表）

第9条 市長は、第2条第1項の規定による指名停止を行ったときは、当該参加資格者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1） 商号又は名称（個人にあつては氏名）
- （2） 所在地
- （3） 指名停止期間
- （4） 理由

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

建設工事請負契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 名寄市の発注する工事の請負契約に係る競争入札の執行の際に提出させる競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 名寄市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕(か)疵(し)が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 道内における工事で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において瑕(か)疵(し)が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第 2 項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大である</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>

	と認められるとき。	
	(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7	市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8	一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
	(贈賄)	
9	次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
	(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	12か月以上24か月以内
	(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	9か月以上18か月以内
	(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	6か月以上12か月以内
10	次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
	(1) 代表役員等	6か月以上18か月以内
	(2) 一般役員等	4か月以上12か月以内
	(3) 使用人	2か月以上6か月以内
11	次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から
	(1) 代表役員等	4か月以上12か月以内

(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内
(3) 使用人	1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為)	
12 市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から9か月以上18か月以内
13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から4か月以上18か月以内
14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3か月以上12か月以内
(競売入札妨害又は談合)	
15 市発注工事に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から9か月以上24か月以内
16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から4か月以上24か月以内
17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2か月以上12か月以内
(建設業法（昭和24年法律第100号）違反行為)	
18 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
19 前項に掲げる場合のほか、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認めるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(不正又は不誠実な行為)	

20 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
21 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
22 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の規定に違反し、又はこれと同等の行為があったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
23 従業員に対する賃金の不払について監督官庁から勧告を受けたとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

別表第2（第2条、第3条関係）

建設工事請負契約以外の契約に係る指名停止基準

停止要件	期間
<p>（虚偽記載）</p> <p>1 名寄市の発注する契約に係る競争入札の執行の際に提出させる入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
<p>（過失による粗雑な契約履行）</p> <p>2 名寄市と締結した契約（以下この表において「市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕(か)疵(し)が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
<p>3 道内における契約で前項に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕(か)疵(し)が重大であると認められるとき。</p>	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
<p>（契約違反）</p> <p>4 第2項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当た</p>	当該認定をした日から2

<p>り、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故)</p>	
<p>7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	
<p>9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>(1) 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）。)</p>	<p>12か月以上24か月以内</p>
<p>(2) 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）。)</p>	<p>9か月以上18か月以内</p>
<p>(3) 資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。)</p>	<p>6か月以上12か月以内</p>
<p>10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道内の他の公</p>	<p>当該認定をした日から</p>

<p>共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
(1) 代表役員等	6 か月以上18か月以内
(2) 一般役員等	4 か月以上12か月以内
(3) 使用人	2 か月以上 6 か月以内
<p>11 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が、道外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	当該認定をした日から
(1) 代表役員等	4 か月以上12か月以内
(2) 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
(3) 使用人	1 か月以上 3 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
<p>12 市発注契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9 か月以上18か月以内</p>
<p>13 道内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4 か月以上18か月以内</p>
<p>14 道外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3 か月以上12か月以内</p>
(競売入札妨害又は談合)	
<p>15 市発注契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 9 か月以上24か月以内</p>
<p>16 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道内における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4 か月以上24か月以内</p>
<p>17 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が、道外における競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上12か月以内</p>

(不正又は不誠実な行為)

- | | |
|---|----------------------|
| 18 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 認定をした日から1か月以上12か月以内 |
| 19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |
| 20 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の規定に違反し、又はこれと同等の行為があったと認められるとき。 | 当該認定をした日から1か月以上6か月以内 |
| 21 従業員に対する賃金の不払について監督官庁から勧告を受けたとき。 | 当該認定をした日から1か月以上6か月以内 |